

# 全国介護福祉政治連盟会則

## 第1章 総則

### (組織)

第1条 この会は、全国介護福祉政治連盟（以下、「本会」という。）と称し、主たる事務所を東京都に置く。

### (支部)

第2条 本会の支部として、地区会を都道府県及び政令市等に置く。

- 2 地区会は代表を選出し本会へ報告するものとする。
- 3 地区会の新設改廃は、本会へ報告するものとする。
- 4 地区会は、介護福祉政治連盟の設置に努める。
- 5 支部の会則、規約等は、この会則に準じてそれぞれの会で定める。

### (目的)

第3条 本会は、「公益社団法人全国老人福祉施設協議会」（以下、「全国老施協」という。）の目的を達成すると同時に、老人福祉施設等（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・デイサービスなど）に従事する職員並びにそこに関連する全ての事業者（以下、「関連事業者」という。）に必要な政治活動を行う。

- 2 会員の団結により、介護・福祉事業及び地域社会の発展に寄与する。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 介護・福祉サービス推進のための政治活動
- (2) 関連事業者に必要な政治活動
- (3) 機関紙の発行及び配布
- (4) 関係諸団体との連携に必要な事業
- (5) 政策懇談会の開催
- (6) その他目的達成のため必要な事業

### (構成)

第5条 本会は、全国老施協の会員施設及び第3条の目的に賛同する者をもって構成する。

- (1) 正会員  
全国老施協に属する法人を代表する者、若しくは会員施設の施設長及びこれに準ずる者
- (2) 準会員  
全国老施協会員施設で働く者、若しくは全国老施協非会員施設で働く者で本会の活

- 動に賛同する者  
(3) 賛助会員（会員以外の者）  
本会の活動に賛同する者

## 第2章 機 関

（議決機関）

第6条 本会の議決機関は、総会とする。

（総会）

第7条 総会は、本会の最高議決機関であって、地区会代表及び役員をもって構成し、定時総会として毎事業年度の終了後3箇月以内及び同年12月の2回、会長が招集する。ただし、役員会が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の請求があったときは、臨時に総会を開催しなければならない。

2 顧問、相談役、アドバイザーの出席は必要に応じて会長が招集する。

（権限）

第8条 総会は、この会則で定めた事項に限り決議することができる。

- (1) 会則の変更
- (2) 会則細則及び規則の制定改廃
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 会費の額
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会員の除名
- (8) 組織を代表する参議院議員候補予定者の選定
- (9) 役員会において総会に付議した事項
- (10) その他重要な事項

（会議の成立）

第9条 総会は、構成員の過半数の出席によって成立する。

2 総会の議長、副議長は、構成員の中から選出する。

3 会議の議事は、役員以外の出席構成員の過半数によって決め、可否同数のときは、議長が定める。

（執行機関）

第10条 本会の執行機関として、役員会を置く。

（役員会）

第11条 役員会は、会長、副会長、幹事長、幹事長代理、理事、事務局長、事務局長代

理、監事、各委員長をもって構成し、会長が招集する。

- 2 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は会長以外の役員から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、臨時に役員会を開催しなければならない。
- 3 顧問、相談役、アドバイザーの出席は必要に応じて会長が招集する。
- 4 役員会の議長には、会長があたる。

(緊急措置)

第12条 総会に付議すべき事項であっても、緊急やむを得ないときは、役員会の議を経て執行することができる。この場合は、次の総会の承認を求めなければならない。

### 第3章 役員

(役員)

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 6名以内
  - (3) 幹事長 1名
  - (4) 幹事長代理 1名
  - (5) 理事 10名以内
  - (6) 事務局長 1名
  - (7) 事務局長代理 1名
  - (8) 監事 2名
  - (9) 各委員長 2名
- 2 会長は、全国老施協会会長をもってこれにあたる。ただし、全国老施協会会長がこれにあたらぬ場合には、全国老施協会会長が正会員の中から指名する。
  - 3 会長以外の役員は、会長が正会員の中から委嘱する。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を助け、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を行う。
- 3 幹事長は、会長を補佐し、会務を執行する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐する。
- 5 理事は、会務を掌理する。
- 6 事務局長は、運営上の諸事務を総括する。
- 7 事務局長代理は、事務局長を補佐する。
- 8 監事は、会計を監査する。

(任期及び補選)

第15条 役員任期は全国老施協の役員と同じとし、再任を妨げない。

- 2 補選された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

## 第4章 オブザーバー

(顧問・相談役)

第16条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は、会員の中から会長が指名する。
- 3 顧問・相談役の任期は役員の任期と同じとする。

(アドバイザー)

第17条 本会に、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会員以外のものから役員会において選考する。
- 3 アドバイザーは、専門的知見をもって、本会の運営に対し助言する。

## 第5章 専門委員

(専門委員)

第18条 第4条の事業を推進するため、次の専門委員を置くことができる。

- (1) 組織委員
- (2) 広報・戦略委員
- 2 上記専門委員は、会長がこれを委嘱する。
- 3 上記以外の専門委員は、必要に応じ、会長が設置しこれを委嘱する。

## 第6章 事務局

(事務局)

第19条 本会の会務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に職員若干名を置くことができ、事務局長がこれを掌理する。

## 第7章 会計

(会の経費)

第20条 本会の運営に要する経費は、会費（正会員・準会員・賛助会員）、寄附金、その他の収入をもって充てる。

- 2 第1項の収入は、以下の通りとし、毎年12月末日までに納付するものとする。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) その他の収入

3 本会は、政治団体である地区会に対して、組織活動費を交付又は寄附することができる。

(会費の納入)

第21条 会員は、会費を納入する義務がある。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

(会計帳簿)

第23条 本会の会計を明らかにするため、所要の帳簿類を備える。

(監査)

第24条 監事は、年1回以上監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

## 第8章 雑 則

(入会及び退会)

第25条 本会に入会し又は退会しようとするときは、原則として所属する地区会を経て届け出なければならない。

(委任)

第26条 この会則の施行に必要な事項は、総会の決議により別に定めることができる。

付則

1. 本規約は、平成12年2月10日より実施する。
2. 一部改正: 平成14年4月1日より施行
3. 一部改正: 平成18年5月24日より施行
4. 一部改正: 平成21年12月7日より施行
5. 一部改正: 平成29年11月14日より施行
6. 全面改正: 令和元年11月20日より施行
7. 一部改正: 令和5年9月20日より施行
8. 一部改正: 令和6年3月19日より施行